

統計データ利活用研修資料等作成業務仕様書

1. 業務名

統計データ利活用研修資料等作成業務

2. 目的

佐賀県統計分析課職員が講師を務める県職員向け研修「統計データ利活用研修」の研修資料等を作成する。

3. 業務期間

契約締結の日から令和9年1月29日まで

4. 業務内容

(1) 研修資料の作成

難易度別に2つの研修資料を作成すること。

受講者が、研修内容を自身の担当業務でスムーズに実践できるような資料とすること。

作成する資料は以下の内容をもとに協議のうえ決定する。

①統計データ利活用研修（入門編）

受講者	・ データ利活用に対する関心が薄い職員。 ・ 業務に統計データを利用する機会がなかった職員。
研修時間	3時間（休憩時間を含む）
研修目的	・ 統計データに対する興味と実践意欲を高める。
達成目標	・ データ利活用や EBPM が行政で求められる理由を理解する。 ・ e-Stat から資料をダウンロードできるようになる。
研修内容	以下は必須とする。必要に応じて研修効果が高まる資料を追加すること。 ア) 統計データの面白さ（興味喚起） イ) 統計データ利活用・EBPM の重要性 ウ) 佐賀県の代表的な指標とその入手方法 ※e-Stat から資料をダウンロードする実習を含む エ) 統計データ入手のための Copilot 活用法 ※Copilot 操作実習含む オ) 統計データ利活用研修（基礎編）の紹介
その他	受講者はインターネットに接続された PC を1人1台持参する。PC には Copilot（無償版）が導入済みである。

②統計データ利活用研修（基礎編）

受講者	データ利活用に対する関心がある職員。 業務に統計データを利用する機会がある職員。 実際に統計データを業務に活用している職員
研修時間	3 時間（休憩時間を含む）
研修目的	・統計データを使って庁内で議論するための、基礎的なデータリテラシーを身に着ける。
達成目標	・統計データの基礎的な可視化ができる。 ・誤解を招くグラフ表現や分析上の注意点を理解する。
研修内容	以下は必須とする。必要に応じて研修効果が高まる資料を追加すること。 ア）統計データ利活用の重要性、庁内での活躍例（興味喚起を含む） イ）データの収集方法（e-Stat） ・時系列データの収集 ・地域別データの収集 ウ）データの集計方法（Excel） ・全国順位・九州内順位 ・グラフ化（折れ線グラフ、円グラフ、積み上げ棒グラフ、100%積み上げ棒グラフ、散布図） ・ヒートマップ ※一部で実習を実施すること エ）分析上の注意点 ・因果と相関の違い ・グラフの軸の設定 ・比率と実数の使い分け ・適切な比較対象の設定 オ）集計・分析のための Copilot 活用法 ※Copilot 操作実習含む
その他	・実習の題材は、知事定例記者会見のスライドでを使用した統計データのうち、e-Stat で入手できるものとする。 ・受講者はインターネットに接続された PC を 1 人 1 台持参する。PC には Copilot（無償版）が導入済みである。

(2) 台本の作成

上記で作成した研修資料の台本を作成すること。

(3) 業務スケジュール

上記のうち②基礎編の研修資料及びその台本については、令和9年1月中旬に実施予定の職員向け研修に使用する予定のため、令和8年12月中に完成資料を納品すること。

(4) 研修資料の形式

研修資料は PowerPoint ファイル (.pptx 形式) により作成すること。また、研修資料内に掲載する表、グラフ等のバックデータは Excel ファイル (.xlsx 形式) により作成し、可能な限り編集可能な状態で提出すること。

なお、台本は Word ファイル (.docx 形式) により作成すること。

5. 成果物の2次利用

本業務で作成した研修資料は、佐賀県職員を講師として実施する「統計データ利活用研修」の資料として利用する。本研修は来年度以降も継続して実施する予定であり、佐賀県や第三者による資料の編集を想定している。

については、次の各項目を踏まえたうえで業務を実施すること。

- (1) 受託業者が本業務委託により制作した制作物の著作権（著作権法第21条から第28条に定めるすべての権利を含む）は、佐賀県に帰属するものとし、県は、これらの制作物を無償で自由に二次利用できるものとするとともに、制作者は佐賀県に対して著作者人格権を行使しないものとする。
- (2) 実施年の社会情勢に合わせた効果的な研修の実施のため、県は、庁内業務に利用する範囲において本業務の成果物を自由に複製、編集、加工、改変できるものとし、受託者はこれに異議を申し立てない。また、県は、第三者に成果物の編集または改変を行わせることができるものとする。
- (3) 業務の遂行にあたり、県及び受託者以外の者が所有する素材を用いる場合には、受託者が著作権処理等を行うこと。

6. その他

仕様書について疑義が生じた場合及び仕様書に定めのない事項については、県と受託者が協議して定めるものとする。